

横浜市教育委員会

臨時会会議録

1 日 時 令和7年11月7日（金）午前10時00分

2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）

3 出席者 下田教育長 植木委員 森委員 泉委員 綿引委員 緒方委員

4 欠席者 なし

5 議事日程 別紙のとおり

6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和7年11月7日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 令和7年度実施最終結果及び令和8年度実施試験日程について

令和6年度「いじめ・暴力」・「長期欠席」等の状況調査結果について

3 審議案件

教委第27号議案 横浜市学校保健審議会委員の任命について

教委第28号議案 学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について

教委第29号議案 学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について

教委第30号議案 学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について

教委第31号議案 教職員の人事について

教委第32号議案 教職員の人事について

教委第33号議案 教職員の人事について

教委第34号議案 教職員の人事について

教委第35号議案 教職員の人事について

教委第36号議案 教職員の人事について

4 報告案件

教委報第5号 学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出に係る臨時代理報告について

教委報第6号 教職員の人事に関する臨時代理報告について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

ただいまから、令和7年11月7日教育委員会臨時会を開会いたします。
初めに、会議録の承認を行います。10月3日の会議録の署名者は植木委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 10/15 決算第二特別委員会（局別審査）
- 10/22 決算第二特別委員会（採決）
- 10/23 本会議（第4日）追加議案上程・質疑・付託、追加議案議決
本会議（第4日）決算議決

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、10月15日に決算第二特別委員会（局別審査）が行われ、10月22日に、採決が行われました。

また、10月23日には本会議第4日目が開催され、追加議案上程、質疑、付託、追加議案議決が行われ、同日、決算議決が行われました。

2 市教委関係

（1）主な会議等

（2）報告事項

- 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 令和7年度実施最終結果及び令和8年度実施試験日程について
- 令和6年度「いじめ・暴力」・「長期欠席」等の状況調査結果について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告いたします。まず、1点目ですが、「横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 令和7年度実施最終結果及び令和8年度実施試験日程について」、2点目は「令和6年度『いじめ・暴力』・『長期欠席』等の状況調査結果について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしましたが、御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、御質問がなければ、「横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 令和7年度実施最終結果及び令和8年度実施試験日程について」、所管課から御報告いたします。

森長教職員企
画部長

教職員企画部長の森長と申します。「横浜市公立学校教員採用候補者選考試験令和7年度実施最終結果及び令和8年度実施試験日程について」、御報告申し上げます。説明は教職員人事課長から行います。

片山教職員人
事課長

教職員人事課長の片山です。よろしくお願ひいたします。令和7年度実施試験の結果ですが、最終合格者数は1,269人となりました。なお、最終合格者数には、下の「①令和7年度実施 結果概要」に記載がございます、「②令和9年度採用予定者」（大学3年生チャレンジ推薦特別選考）の117人、企業の採用選考等で多く利用されております適正検査（S P I 3）を第一次試験に取り入れました春チャレンジ選考試験合格者の71人も含まれております。令和8年度採用予定者数は、令和6年度に実施しました大学3年生チャレンジ推薦特別選考合格者数76人を加えた1,228人となります。

令和8年度実施の横浜市公立学校教員採用候補者選考試験につきましては、第一次試験を令和8年7月5日曜日に予定しております。最終合格発表を例年より約2週間早めまして、9月末頃に行う予定としております。これは受験者の方からの要望があったほか、神奈川県、川崎市などの近隣自治体の合格発表日程を考慮して前倒しするものでございます。

試験実施結果の詳細は、裏面を御覧いただければと思います。令和7年度実施試験の最終合格倍率は2.0倍で、昨年度から0.1ポイントほど下がっております。倍率が最も高いのは養護教諭の7.2倍、続きまして商業3.3倍、社会、保健体育の3.0倍となっております。なお、小学校は1.5倍と、前年度と同程度となっている状況でございます。

その下の欄は、令和9年度採用予定（大学3年生チャレンジ推薦特別選考）の区分別の実施状況が書かれておりますので、御覧になっていただければと思います。簡単ですが、説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

下田教育長

説明が終了しましたが、御質問等ございますか。

植木委員

質問と言いますが意見ですが、これだけの人材を確保していただきありがとうございます。良い人材を合格させたということであれば、その方たちが辞退するようなことがないようにしっかりと取り組んでいただきたいということが1点と、あと、これから横浜市で採用する前に、しっかりと横浜市で教員として働くことの意識付けをしていただきたいと思っております。その辺り、もし計画等があればお話しitただければと思います。

片山教職員人
事課長

教職員人事課長の片山です。御意見いただきましてありがとうございます。いわゆる採用予定者の方の意識付けという点につきましては、採用前サポートカリキュラムというものを実施しております。採用の前に研修というような形で合格された方が集まりまして、そこで交流が図れるということと、4月からの採用に向けたところで準備していただく。横浜の教育の内容や制度についても御理解いただくというような形で、モチベーションを高めていただくような取組を進めおりますので、そういったことも含めまして、定着と言いますか、辞退を抑制するような働きかけというのを進めているところでございます。

植木委員

ありがとうございます。辞退者を出さないということと、あと、教員としてだけではなくて社会人としてもしっかりと良識を持った行動を取っていただくように、その辺りも併せてお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。裏面のデータを見ておりますと、小学校におきましては、最終倍率が1.5倍をキープすることができたということと、あと、中学校・高等学校におきましては、倍率が3.3倍から2.2倍に下がっておりますが、それは、35人学級を踏まえて応募者数も増やし、最終合格者数が263人から418人と倍弱ですが、増やしたということが主な原因だと思っておりまして、実際に受験してくださった方の人数を見ると、昨年880人だったところが今年は931人と50人受験者数が増えているということで、いろいろな方々に受験していただくことを苦戦している中で、横浜市ではこれだけたくさんの各市町村の皆さん、若しくは神奈川県の皆さんですが、多くの方に受験いただいたということ、非常に良かったなと思っております。これができればキープできると良いなと思うのですが、それを考えるに当たって、今年は何が良かったのだろうかということを振り返る必要もあると思っております。これから分析というところだとは思うのですが、今、例えば思い当たるところで、令和6年は実施していなかったが令和7年はこれを新たに行つたのだと、そのため受験者数が伸びたのかもしれないというものがあるかどうかなど、戦略があれば教えていただければと思います。

片山教職員人事課長

教職員人事課長の片山です。御意見頂きましたありがとうございます。区分は異なりますが、一つは春チャレンジ選考試験。先ほど御説明しましたが、適性検査「S P I 3」を取り入れた選考ということで、こちらにつきましては、民間企業でも取り入れているということもございまして、応募者数が2倍、3倍近くなるということで、一つ大きな選考の工夫の効果かなと考えております。あと、より受けやすくという形で、教職の経験のある方などは一次試験を免除するなど、選考にかかる負担を軽減しているというのも、一つ影響があると思っております。あともう一つは、教職養成課程がある大学への働きかけと言いますか、プロモーションというのをしっかりと取り組んだ結果だと思っておりますが、ただ、まだ詳細な分析はできておりませんので、これから調査研究の一つとして、アンケートなどを取っているということがありますので、そういったことも分析しながら、次年度の対策にしっかりとつなげていきたいと考えております。

緒方委員

説明どうもありがとうございます。今の話と関連するのですが、やはり受験者数を増やしていくということを考えますと、私は、ある一方で、採用されたのだけれど体調を崩してしまったなど、いろいろな悩みと言いますか、恐れを持っているという話も聞いたのですが、今出ている「チーム学年経営」などそういうところで、「みんなで全員の子どもを育てていくのだよ」など、受験者が「一人で背負い込まなくても大丈夫だよ」という安心感を伝えていくなど、あと、今年発足した横浜教育イノベーション・アカデミアの中で「地上の星に聞く！」という場で、安心感と魅力をたくさん伝えることによって受験者数を増やすということにつながるのかなと思いますので、その辺りを総合的に考えていろいろな手立てを考えていただきたいなと思いました。

森長教職員企画部長

ありがとうございます。今、緒方委員から御意見を頂きましたとおり、いわゆるチーム担任制の取組であったり、あるいは先ほど話がありました横浜教育イノベーション・アカデミアの取組に相当力を入れて取り組んできているのは間違いございませんので、それを受験していただける皆様に魅力的にお伝えできるように、そういった工夫をしっかりと行っていきたいと思っています。実際に、やは

り不安がないと言えばうそになると思います。ですので、その不安をやる気に変えられるような策が何かないのかなというのも考えているところでございますが、やはり現場で健康で安心して取り組めるような状況を構築していくのが教育委員会事務局の役目だと思っていますので、ぜひまた御意見を頂きながら取り組んでまいりたいと思っています。

下田教育長

ほかにございますか。

泉委員

御説明ありがとうございました。私からは、大学3年生チャレンジ推薦特別選考について、少しコメントさせていただきたいと思います。大学3年生を対象とする特別選考ですが、制度が開始された当初は大学にも少し心配がございました。早く合格して羽を伸ばし過ぎてしまうのではないかという心配もあったのですが、実施してきて現状まで観察しておりますと、学生たちの反応としましては、早くお認めいただけて、自信と責任感を持った学生生活を送っているように映っております。私の身近にいる学生の様子を見ますと、例えば教育ボランティアに大変いそしんでおりましたり、運動部で全国大会を目指しておりましたり、もちろん横浜教育イノベーション・アカデミアに積極的に参加させていただいたり、自分が将来何になるということがもう確定して、それを見据えた上で残りの大学2年間を過ごしているように映っております。先ほどもございましたように、大学もそうなのですが教育委員会事務局と、学生たちの採用前の育成ですね、合格したから終わりではなく、合格した後もっと成長するようにといったことを目指して、協力しながら育成を進めていけたら良いかなと考えております。倍率だけ見ますと大学3年生チャレンジ推薦特別選考の倍率は1.1倍と低いのですが、現状を見ておりますと、とても質が高い学生たちの1.1倍のように映っておりますので、ぜひこのような状況が続くことを考えていくらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

森長教職員企画部長

ありがとうございます。大学3年生チャレンジ推薦特別選考は、大学推薦をいただいている皆様だけの選考になりますので、レベルが一定程度維持できている皆様になります。ですので、1.1倍や1.2倍という状況というのは、倍率だけで測れない部分はあるかと思います。実際に「大学3年生チャレンジ推薦特別選考」で受けられて合格が決まるのが、採用される1年半前になります。この期間がすごく重要になっていて、まさに複数の委員から御意見頂いたとおり、「合格したら終わり」ではなく、採用されてからが一番大切なことになります。採用に向けての準備というのを非常に重要視しております。定期的に教育委員会事務局でも採用前の集まりというのをしっかりと行って、研修のような取組もいくつか複数回行っておりますし、先ほど片山教職員人事課長からも話がありましたように、1月の段階でまた採用前懇談会という形で顔合わせをし、4月に向けて準備を進めていくような取組もしっかりと行ってまいりますので、先ほどの話にもつながりますが、ぜひ学生たちが安心して現場に立てるよう取組を進めてまいりたいなと思っています。ありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に「令和6年度『いじめ・暴力』・『長期欠席』等の状況調査結果について」、報告をお願いいたします。

住田不登校支

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。毎年行っておりますが、令和6年度

援・いじめ対策部長

1年間の「いじめ・暴力」・「長期欠席」等の状況調査の結果がまとめましたので、不登校支援・いじめ対策課担当課長から報告させていただきます。

麻野不登校支援・いじめ対策課担当課長

不登校支援・いじめ対策課担当課長の麻野です。よろしくお願ひいたします。それでは、お手元の資料を御覧ください。「令和6年度『いじめ・暴力』・『長期欠席』等の状況調査結果について」、横浜市立学校に関する部分がまとめましたので、御報告させていただきます。

「1 対象期間」ですが、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。「2 対象学校数」ですが、記載のとおり、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、横浜市立学校全校種となります。なお、特別支援学校については、「いじめ」のみの調査となっております。「3 調査結果」につきましては、この後、別添の資料にて御報告させていただきます。「4 その他」ですが、調査結果の詳細版につきましては本市のホームページに記載しておりますので、併せてお伝えさせていただきます。

それでは、お手元の資料を御覧いただけたらと思います。1枚目、右下のページ番号で進めていきたいと思います。1番は表紙ですので、おめくりください。それでは、右下2ページに行きたいと思います。まず、「1 いじめ・暴力～調査結果のポイント～」についてです。左下の表を御覧ください。「いじめの認知件数の推移（校種別）」は、令和5年度は1万6,263件でしたが、令和6年度は全ての校種において増加しております。令和6年度の全校種の合計は2万1,955件となっております。1,000人当たりの認知件数で申し上げますと、右下の青い枠の中です。横浜市は1,000人当たりが85.8件となっています。1,000人当たりの認知件数で比較しますと、国が61.3件、そして県が59.2件となっており、横浜市はそれを超えており、各学校においても早期に組織的に認知し、対応した結果、解消件数も毎年増加しております。「いじめの解消状況」につきましては右上の表に記載しておりますので、御覧ください。続いて、真ん中の表です。「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する『重大事態』の発生状況」につきましては、過日報告させていただいたとおり、これまでの反省からも、現に発生している事案の速やかな調査移行を徹底し、令和6年度の新規発生件数は59件となりました。

それでは、ページをめくっていただき3ページになります。左下の表を御覧ください。「暴力行為の発生件数（校種別）」は、令和5年度の6,165件に比べ、令和6年度は7,192件となっております。これは、全国的にも、いじめの認知の増加や児童生徒に対する見取りの精緻化により、把握が増えており、本市も同様な傾向となっております。右上の表を御覧ください。形態別に見ますと、生徒間暴力、器物損壊、そして対教師暴力、対人暴力の順となっております。過去5年間を見ますと、生徒間暴力が増加の傾向となっております。

めくっていただきまして、資料4ページになります。「1 いじめ・暴力～今後の対応～」ということで、「いじめに対して」につきましては、子どものSOSを早期に察知できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援の強化、そして1人1台端末を活用した「横浜モデル」の構築を取り組んでいきたいと思います。また、3,000件を超える子どもの意見を反映した「横浜市いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、更に子どもの視点となつたいじめ対策となるよう、各学校の基本方針の改定や、「横浜子ども会議」の各学校における児童会・生徒会活動等の特別活動といった各種行事と連携した取組などに努めていきたいと思います。また、並行して、いじめの早期対応の取組として、「いじめ対応情報管理システム」により情報の見える化、そして共有の迅速化を

推進するとともに、弁護士等の専門的な知見を交えて事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってまいりたいと思います。また、いじめの未然防止には保護者や地域の協力が必要です。早期発見、事案対処には関係機関と連携していくことも大変重要です。このことを改めて確認し、いじめ防止市民フォーラム等でいじめ防止の啓発を通じて、「いじめを絶対に許さない」意識を共有しながら、横浜市全体で子どもの健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会を実現できるよう、取り組んでまいりたいと思います。

4ページの下になります。「暴力行為に対する」につきましては、形態別暴力件数をみると、「生徒間暴力」が多くなっております。令和4年度以降増加の傾向です。いじめの態様にもある「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、こういった行為も「生徒間暴力」に含まれていることから、いじめ認知件数の増加に伴い、「生徒間暴力」の報告数も増加していると思われます。引き続き、「社会で許されることは学校でも許されない」という毅然とした組織対応をしていきたいと思います。また、様々な教育活動で「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用して子どもの社会的なスキルを育むとともに、人権教育を通じて、全ての人が尊重されるべき存在であることを理解し、他者への共感や思いやりを育むなど、未然防止の取組を進めていきます。

続きまして、「2 長期欠席～小・中学校における調査結果のポイント～」についてです。

末吉不登校支援・いじめ対策課担当課長

不登校支援・いじめ対策課担当課長の末吉です。続いて御説明させていただきます。資料5ページを御覧ください。まず、「2 長期欠席～小・中学校における調査結果のポイント～」の「長期欠席者数と欠席理由の内訳」です。左上のグラフにありますとおり、令和6年度の長期欠席者数は1万3,045人で、前年度より増加しております。そのうち、グラフで言いますと黄色の部分、こちらが不登校児童生徒数になりますが、令和6年度は1万50人、前年度より275人増加しております。ここ数年増加傾向が続いておりますが、増加率は前年度の19.6%から2.8%に低減しております。全国的にも同様の傾向となっております。長期欠席理由別に見ますと、不登校が最も多く、次いで病気、その他の順となっております。なお、新型コロナウイルス感染回避による欠席は、令和4年度で調査を終了しております。左下の表を御覧ください。小学校の不登校児童数は4,442人、前年度から4.3%の増加。中学校の不登校生徒数は5,608人、1.7%の増加となっております。右上のグラフを御覧ください。「日数別の不登校児童生徒数の推移」です。年間の欠席日数が30日以上になると不登校という扱いになりますが、日数別で見ると、中学校における欠席日数90日以上の生徒数が139人減少しております。これは、昨年9月から中学校全校で実施している校内ハートフルの影響なども考えられるのではないかと思っております。右下の円グラフを御覧ください。「不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況」です。不登校児童生徒のうち、学校内外で専門的な相談・指導等、ここでいう専門的な相談指導と言いますのは、教育支援センターや医療機関、学校内のスクールカウンセラーなどを指しますが、専門的な相談・指導等を受けた人数は5,686人。また、教職員から継続的な相談・指導等を受けた児童生徒は4,197人となっており、相談・指導等を受けていない児童生徒は167人となっております。学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒数は309人の増加、受けていない児童生徒は34人減少しております。

次のページを御覧ください。次に、「2 長期欠席～高等学校における調査結果のポイント～」の「長期欠席者の推移と欠席理由の内訳」ですが、令和6年度の長期欠席者数は707人、前年度より14人減少しております。そのうち不登校生

徒数は249人、前年度より54人減少しております。では、その下、「今後の対応」のところを御覧いただければと思います。不登校及び不登校傾向の児童生徒への早期支援を進めるため、個別の教育支援計画を作成・活用し、児童生徒や保護者との共通理解を図っていきます。あわせて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を含めた「チーム学校」での支援、関係機関との連携等、支援体制の強化を進めてまいります。また、学校内外において、リアルやオンラインなど児童生徒一人ひとりに合った安心できる居場所、それから個別最適な学びの機会を確保した上で、必要な支援につなげてまいります。加えて、保護者が孤立しないよう、情報提供の充実や、今年の8月に開設いたしました「ハートフルセンター上大岡」を中心とした保護者同士のつながりづくりにも取り組んでまいります。

麻野不登校支援・いじめ対策課担当課長

それでは、資料7ページを御覧ください。「3 自殺～調査結果と今後の対応～」について、御報告させていただきます。令和6年度間に死亡した児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報や、警察の判断により、2人が自殺と確認されています。児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況であると捉えています。令和6年3月に公表したいじめ重大事態の調査結果を踏まえ、「自殺事案の調査への初動段階からの専門家の関与」「速やかないじめ重大事態調査の実施」に取り組むとともに、子どもの健全育成に関わる関係機関及び団体と協働したいじめの未然防止や自殺防止の取組を更に強化してまいりたいと思います。「今後の対応」の部分を御覧ください。自殺防止につきましては、各学校におけるSOSの出し方教育プログラムの実施、教職員の研修等を通したスキルアップによる教育相談体制の強化、心理の専門職であるスクールカウンセラーの体制強化、校内ハートフル事業の拡充や1人1台端末を用いた心と体の健康観察の実施等を通じて、SOSを早期に察知できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。また、全ての件において、基本調査の段階から弁護士等の判断を入れるとともに、事案に応じて、専門家による調査を実施し、可能な限り、背景事情の調査を進めてまいりたいと思います。子どもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、子どもの自殺対策緊急強化プラン、改正自殺対策基本法、これらを踏まえ、関連事業・支援策を総合的に推進していくことが求められています。子どもの自殺対策に関わる関係機関や団体と連携・協働して取り組めるよう、新たに取りまとめられた「子どもの自殺対策推進パッケージ」を踏まえて、関係局と連携しながら、支援体制の構築に向けた方策についても検討してまいりたいと思います。

8ページ以降につきましては、「本調査における定義・調査基準」となっておりますので、後ほど御覧ください。調査結果が出ただけで終わりではなく、今後の教育委員会事務局の取組、学校への指導、そして支援につなげていくことがとても重要かと思っております。教育委員会事務局からの報告は以上となります。よろしくお願ひします。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問があればお願ひいたします。

綿引委員

詳細の御説明ありがとうございました。今のこの資料を、いじめ・暴力、長期欠席、自殺と、縦に切った対策はここに書かれているとおりだと思うのですが、一方で、学校の不登校が突然起きるということではなくて、いじめが原因、暴力が原因、そして不登校になって自殺につながっていくという横の連鎖が起こり得るということを仮説で立てるならば、どこのところにも書いてありますが、スクー

ルカウンセラー等専門の支援員の体制強化というのが極めて重要なポイントになるということが、この報告書でも読んで取れるわけです。新しく「不登校支援・いじめ対策部」という部になった意味も含めて、スクールカウンセラーの確保をどのようにしていくのか、どのように配置を強化していくのかというところが全体の対策として重要なのではないかと思うのですが、その辺りの確保、充実、研修、こういったようなことも含めて、どのようなお考え方をしているのかということをぜひ参考までに教えていただければと思います。

麻野不登校支援・いじめ対策課担当課長

ありがとうございます。スクールカウンセラーにつきましては、昨年9月以降、追加の配置を行いまして、中学校も高等学校も小学校も1週間当たりの学校に入る日数を増やしている状況がございます。また、スクールカウンセラー自身のスキルアップのために、教育委員会事務局としても定期的に研修を開催したり、統括カウンセラーを配置する等して、スクールカウンセラー自身のいわゆる相談事等にも対応する形を取り、子どもたちの安心・安全につなげるような施策を進めておるところです。引き続きスクールカウンセラーのスキルアップも含めて進めていきたいと思います。以上です。

綿引委員

ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。それから最後に、どうして不登校になったのかという原因の分析も、ぜひ「不登校支援・いじめ対策部」として総合的に分析して、効果的に対策を打っていってほしいなと思います。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

泉委員

御説明ありがとうございました。質問になるのですが、パワーポイント資料の5ページ、6ページそれぞれの左上に、「長期欠席者数と欠席理由の内訳」という棒グラフがあります。このうちの黄色で示されている不登校のデータについては、同じページの右下に「不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況」として、円グラフでどのような指導・支援等を受けているかということが示されています。一方で、棒グラフの紺色で示されている「その他」に示されているデータはそんなに多くはないのですが、最後の解説、10ページの「※ 本調査における定義・調査基準」の「その他」の内容を見ますと、それなりにかなり支援が必要な場合もあるのではないかと読み取れました。そのため、今回こういった、不登校の児童生徒に関しては相談・指導の状況が確認されておりますが、今後、「その他」に示される児童生徒についても支援の状況や、どのように相談されているかということを分析される御予定がありますか。むしろ今されていますかということを御質問したいと思います。

末吉不登校支援・いじめ対策課担当課長

御質問ありがとうございます。まず、このところは、不登校に限らず、「病気」、「その他」として数字が挙がっているわけですが、この調査の中では、それぞれの子どもたちが相談指導につながっているかどうかという、そういった調査は行われていません。この調査は全国一斉に行っているものですので、そのところは把握できていないということになっております。一方で、学校が、不登校の児童生徒は支援するが病気の児童生徒は支援しないなど、そういったことはございませんので、そのところは、学校側は切れ目なく、児童生徒に対する支援というのは行っているのかなと思います。「その他」というところで申しますと、例示のところにありますように、ほかのものに当たらないものに加え、小学校6

年生が数としては特に多くて、受験の前に御家庭の方針としてお休みをさせるというものもあると思っております。また、「病気」のところで申し上げますと、例えば起立性調節障害の児童生徒を「病気」のところでカウントしている学校もあれば、恐らく「不登校」でカウントしている学校もあるのではないかなと思っております。それは、起立性調節障害のため学校に行けなくなつたのか、学校になかなか行きづらいということから起立性調節障害が引き起こされているのかということで、なかなかどちらにというのは一律には難しいですが、そこは不登校だから支援するしないということではなくて、一人ひとりに応じた支援策を講じていくということが大事なのかなと思っております。

泉委員

ありがとうございます。例えば病気の児童生徒の場合ですと、状況によるのですが、医師の診断などがあった場合は、特別支援教育の中の病弱教育などの対応になると思います。一方で、「経済的理由」や「その他」に含まれる、受験はもちろん少しおいてになりますが、不登校以外で厳しい状況に置かれている児童生徒に対しても何らかの支援が行き届いているかということに目配せしていただければなと思いました。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

緒方委員

御報告どうもありがとうございました。未然防止という視点から考えてみると、先ほどスクールカウンセラーの話もありましたが、やはり綿引委員からお話をありましたように、スクールカウンセラー、そして専任教諭、あと養護教諭もいろいろな情報をつかむ場所になると思うのですが、そういうところで、事が起きる前にしっかりと子どもたちを見取るということが大切なと思います。その中でスクールカウンセラーの役割が大きいと私は思うのですが、具体的にスクールカウンセラーは今、小学校・中学校それぞれ1週間のうち何日ぐらい、どれくらいの割合で行けているのでしょうか。

麻野不登校支援・いじめ対策課担当課長

御質問ありがとうございます。中学校には1週間当たり2回2日間、小学校は1週間当たり1回1日というのが、いわゆる一つの基準となっております。

緒方委員

ありがとうございます。今増やしているということなのでこれからもぜひ増やしてほしいのですが、やはりスクールカウンセラーの方が校内を回って子ども一人ひとり、クラスを把握できるようになって、「あの子、最近少し元気ないよね」など、そういう見取りが意外とその後の会議で、子どもの不登校や、いじめなどをキャッチする機会になるかと思いますので、スクールカウンセラーの訪問日数をぜひ増やしていくってほしいということと、あと未然防止で、これは以前にも申し上げたのですが、居心地の良い集団を作るということが、いじめ防止にも不登校防止にもつながると私は思っています。4ページの下のところに、「すべての人が尊重されるべき存在であることを理解し、他者への共感や思いやりを育む。」とあるように、非常に居心地の良い集団や、風土を作るということにも力を入れることによって未然防止につながるのではないかと思っておりませんので、そちらもぜひよろしくお願ひいたします。

麻野不登校支援・いじめ対

ありがとうございます。スクールカウンセラーにつきましては、先ほど勤務日数をお伝えさせていただきましたが、横浜市では中学校ブロックの中で同じカウ

策課担当課長 ンセラーを配置していますので、例えば小学生の保護者の方が中学校でカウンセリングを受けることもできますし、その逆も可能となっていますので、柔軟な対応を更に進めていきたいと思います。また、後半で頂いた人権教育の部分については、一番根本となる部分ですので、教職員を含めて更に一層、取組を進めていきたいと思います。ありがとうございました。

下田教育長 ほかにございますか。

森委員 御報告ありがとうございます。「いじめ・暴力」のことと「長期欠席」について、二つ分けてコメント・質問したいと思います。「いじめ・暴力」について、それぞれ分析していただいているのですが、増加している背景というところに、いじめの認知の増加ということが書かれています。それによって全国的に把握が増えていて、そして本市も増えている傾向にあるというようであるのですが、当然ながらそういったことが要因の一つではあると思いますが、それ以外の要因というところがもう少し書かれていないと、私たちも議論を深めてすることができないので、こういった御報告をいただくときに、どのようないじめなのか、もう少し量的なデータと質的なところもあるとありがたいなと思います。文章では書いてありますが、暴力行為のところでは「『軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする』行為等も『生徒間暴力』に含まれていることから」と文章では書かれていますが、何が増えているのかというところが今の状況では分からないので、例えばインターネットを通じて行われるものが増えているのかなど、そういうことが分かっていくと良いなと思っています。

それに加えて、先ほど質的なという話もあったのですが、結構いろいろな学校へのヒアリングなど、教職員、学校管理職へのヒアリングもされているのではないかと思います。そういうところから見えており、増えている要因、いじめの認知が増えた以外のところで、このようなところが要因で増えているのではないかというのがあれば、ぜひそういったところの情報も加えていただきたいのと、今もし皆さんの中での分析があれば、それも教えていただけるとありがたいです。それが分かっていくと、更にどんな手立てができるのか、強化したほうが良いもの、若しくは今行っていることでやらないで良いものがあるのか、というところが見えてくるかなと思っています。ここに「『横浜子ども会議』や児童会・生徒会活動等の特別活動、各種行事と連携した取組など」と書いてあるので、全部大事だと思いますが、それが実際に減らしていくことにつながっていくことが大切だと思いますので、そこを深掘りして議論できると良いなと思っています。

そこで最後に質問ですが、3,000件を超える子どもの意見を反映した「横浜市いじめ防止基本方針」の改定を踏まえて、更に今いろいろ対策を考えていらっしゃるところだと思います。その進捗などがありましたら、少しだけ詳しく教えていただければと思いました。例えばどのようなスケジュール感で今何がされているかなどですね。お願いします。

麻野不登校支援・いじめ対策課担当課長 御質問ありがとうございます。今日は概要版を使って御説明させていただいていますので、ホームページに詳細版という資料もございますが、その中には「いじめの態様別割合」それについての件数というのでしょうか、そのようなデータも載せてあります。いくつか御紹介させていただくと、「いじめの態様」の中で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」これが全校種で一番多い状況になっております。これが校種によって少し変化がありまして、高等学校になりますと、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なこ

とをされる。」、こういったものが数字的に目立ってくるようなデータ結果、調査結果も出ていますので、また改めてその部分をお伝えできる機会があればさせていただけたらと思っております。

あと、3,000件を超える「横浜市いじめ防止基本方針」への御意見、ありがとうございます。これについては2月末をめどに各学校が、子どもたちの学校の中での意見を反映させた校内の学校いじめ防止基本方針の改定に向けて今進めているところです。学校によっては既に取組を始めていたり、この後行う「いじめ防止市民フォーラム」等の開催後にそれを進めていく学校もあると聞いております。またその辺りは2月末以降、学校の様子が分かればお伝えできればなと思います。

住田不登校支援・いじめ対策部長

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。付け加えまして、先ほど量ではなく質の部分についてどのような対策を取っていくのかという話がございました。私たちとしましても、今回3,000件を超える子どもたちの意見を聴取できたように、一方的に私たちが考える対策だけではなく、子どもの声をしっかりと聞き取る中で、子どもたちは一体どのようなことを望んでいて、それに対策がどうマッチしていくのかということを考えねばならないと痛感しております。その意味では今回、学校の中で子どもたちの声を聴いて、学校いじめ防止基本方針を作っていくという取組の中から、どういったことを施策としても行っていけば良いのかというヒントが隠されていると思っておりまして、そこにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

森委員

ありがとうございます。2月までに各学校が検討されていくということですが、ちなみに、どのように子どもたちの意見を踏まえながらその対策を立てていくかという、そのプロセスは学校ごとに任せられているのですか。

麻野不登校支援・いじめ対策課担当課長

夏休み明けに「横浜子ども会議の区交流会」がございましたが、その前に各学校で、あるいは中学校ブロックでも「横浜子ども会議」を行っております。また、12月の最後の「いじめ防止市民フォーラム」の後に、来年度に向けて各学校での「横浜子ども会議」がスタートしますので、その中で恐らく話があつたりやり取りがあつたりして進んでいく形が多いのではないかと捉えております。学校によっては生徒総会や、小学校だと児童の児童総会でしょうか、そういうところで協議する学校も当然あると思っています。

森委員

御報告いただく際に、2月のときにどういったプロセスで子どもたちの意見を踏まえながら計画を立てていったのかという、ここが従来どおりだとあまり意味がないと思いますので、そのプロセスもぜひ一緒に御報告いただけるとありがたいなと思っております。

あと、「長期欠席」ですが、様々な対策を次々と打っていただきましてありがとうございます。同時に、1万3,045人の子どもたちが今、長期欠席の状況にあるということは、一人ひとりのことを思い浮かべると、児童生徒自身とその家族の皆さんのが大変な状況だと思いますので、一日一日できることをぜひ考え続けていただきたいと思っています。5ページに円グラフがある中で、青いところの「専門的な相談・指導等を受けた人数」が去年に対して216人増えています。これというのは、教職員のみならず、いろいろな専門的な相談できる方々につなげられるようになっていったということの表れでもあると思うのですが、特にどのような方々が増えたというのは、数字としてあるのでしょうか。

末吉不登校支援・いじめ対策課担当課長

御質問いただきましてありがとうございます。このところは「専門的な相談・指導等を受けた人数」ということになっておりますが、やはり一番大きなところとしましてはスクールカウンセラーになります。学校内外ということで、学校外ですと教育支援センターや医療機関などがありまして、学校内ですとスクールカウンセラーや養護教諭というのがここに含まれておりますが、中でも、もともと数としても多くて一番大きく増えたのが、スクールカウンセラー等による専門的な相談ということになっております。先ほどもありましたが、昨年度後半にスクールカウンセラーを拡充したというのが、このところの数字に一つ表れているのではないかと思います。

森委員

ありがとうございます。これはとても大切なことだと思っておりまして、教職員の皆さんと学校管理職の皆さんは、すごく頑張って情報収集されたり、子どもたちへの支援だったり、相談に乗ろうとしてくださっている方がたくさんいるのも知っていますが、かなりばらつきがあるというのを保護者側からもお聞きしています。担任との関係がだんだんとこじれてしまったり、担任への相談が難しくなったり、担任以外の方々の専門的な相談を必要とする場合に、相談できる方々が増えたということは非常に大切なことですので、先ほどの皆さんの御意見にもありました、引き続きぜひともと思っております。同時に、まだ保護者の中では担任への相談しかできないと思っている方も意外に多いので、いろいろな方に相談できるということの改めての周知と、皆さんのが持っている情報の量や、いろいろな選択肢があるということを、より周知していただけるようにお願いしたいなと思っています。保護者や本人が選択肢を知っても、それを安心して選択できるかどうかというのは伴走支援が必要だと感じしております。昨年ぐらいから保護者への伴走支援を比較的強化し始めてくださっていますが、ぜひとも引き続きそれはお願いしたいなと思っています。以上、コメントです。

末吉不登校支援・いじめ対策課担当課長

ありがとうございます。今おっしゃっていただきましたように、伴走支援、非常に重要な視点だと思っております。伴走する方が担任というケースもあるでしょうし、難しい場合には、専任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、また、教育委員会事務局で、ハートフルで伴走支援ということもできるかなと思っております。そういう複数の選択肢があるということを保護者の方にしっかりと周知していきます。そのところも改めて行っていきたいと思います。

森委員

ありがとうございます。最後に1点だけ。各ハートフルを充実してくださっていると思うのですが、ハートフルスペースも含めて、やはり一人ひとりの子どもたちに対してついている大人の数が圧倒的に足りないというお声もお聞きしていて、コミュニケーションの量がかなり必要なお子さんたちも多いときに、その現状についてもまた改めて教えていただけるうれしいなと思っています。

下田教育長

ほかにございますか。

植木委員

説明ありがとうございます。いろいろなデータを取るときに、このような基準でここに入れてくださいという基準が決められていることは資料にも示していたのですが、結局それも、教職員であったり主幹教諭であったり校長が基準には当たらないよと判断してしまうと、数字として出てこない、そういう面もあるかと思います。そういうことに気付くために教職員は、特にアンテナを高くしていただかないと早い発見ということができないと思うのですが、その辺りは

末吉不登校支援・いじめ対策課担当課長

どのように取り組んでいらっしゃいますかというのが一つの質問になります。

それと、長期欠席のところで、まだ167人、特に支援につながっていない方がいる。これは去年に比べると減っていますということで御報告いただいているのですが、なぜつながらないのか、つながらないことに関して学校側はどのように考えていらっしゃるのか、その辺りがもし分かれば教えてください。

それと、最後になりますが、これはあくまで今年度の数字ということで出てきていると思います。特に長期欠席については経年で続いている方もいらっしゃるかと思いますが、そのボリュームがどのくらいであるのか、そしてその続いている方たちへの支援の状況がどのような形になっているのか、もし把握されているようであれば教えていただければと思います。

ありがとうございます。まず、1点ですが、教育委員会事務局もこの調査を行って終わりということではなくて、植木委員からおっしゃっていましたように、学校に対してアンテナを高く持つていただきたいといけないと思っております。

2点目の御質問、167人のところにもつながりますが、どこともつながっていないということを学校に聞いてみると、実はハートフルに通っている、フリースクールに通っているというような子もいますし、今回この調査の基準としては、週1回程度以上の相談・指導というような基準になっておりますので、2週間に1度、3週間に1度は会えている、児童生徒とは会えていないが保護者とは関係を持てているというような声も頂いております。一人ひとりに対してどのような支援が今行われていて、今後どのような支援をしていかないといけないのか、そういったことを学校側にしっかりと考えていただくようなことを行っていかないといけないと思っております。そのためには、今回こういった調査を行いましたが、毎年行っている調査ですので、今後その調査の意義や定義、そういったものを学校に対して改めて徹底するというところが一つ。また、学校に対して、「この調査結果はこうでした、あなたの学校はどうですか」ということを考えてもらえるように、情報発信や研修、そういったことをしていくということ。また、教育委員会事務局側でそれぞれの学校の状況というのをよく把握した上で、これは不登校に限らないですが、いじめ・暴力行為、不登校又は自殺対策というところで、学校に対してどのような支援ができるのか、横串を刺して取り組んでいくことが大事かなと思っております。

最後に御質問いただいた長期欠席の経年の状況です。こちらの資料にはないですが、詳細版には載せておりまして、新たな不登校の児童生徒数は今回減少していますが、前年度からの継続の不登校児童生徒数、こちらは増加しております。なかなか、一度学校に行けなくなってしまうと、その後も続いてしまうということがこの数字からも出てきているかと思いますので、未然防止・早期発見もそうですが、不登校が続いている子どもたちに対してどのような居場所があるのか、また、どのような学びができるのかというところは、一人ひとりに応じた支援というのをこれからも考えていきたいと思います。

植木委員

御説明ありがとうございます。やはり早くに気が付いて、そして対応する。なるべく早く学校に戻ってこられるようにというのは、児童生徒だけでなく保護者の皆さんにとっても重要なことだと思います。学校の中で教職員一人が抱え込んでしまうと、ほかのことが見えなくなってしまうことが多いと思います。そのため、いろいろな形でほかから目が入って、このような方法もあるとお互いに気付き合える、といった形での対応を、学校教育事務所や教育委員会事務局でもし

つかりと行っていただけだと思います。よろしくお願ひいたします。

住田不登校支援・いじめ対策部長

様々皆さんから御意見ありがとうございました。この調査は国の調査に基づいて、今回は教育委員会事務局に関係するところを抽出して御説明させていただきました。私たちとしましては、まず、先ほど植木委員からもあったこの調査の信頼度、精緻化をしっかりと進めていったほうがより施策に向かわせやすいというのはよく御意見としても頂いているところでして、まず、学校がこの調査を当然出しているわけですが、その調査をかける以前に分かっているデータについては、教育委員会事務局の中でしっかりと取り組んでいかなければいけないと思います。例えば、いじめの話で言えば、いじめの認知件数というのは毎月出していたいているわけで、そういうものを基に、これに頼らずにできるものはあると思っています。その意味で、先ほどの支援につながっていない子どもたちの数など、学校の主観に入る余地がない状態でしっかりと数字を把握しなければいけないと思います。それがまた、教育委員会事務局内で横串を刺して支援に取り組んでいくことになると思っておりますので、ぜひその辺りを取り組ませていただきたいと思っております。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に議事日程に従い、審議案件及び報告案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第28号議案から教委第30号議案「学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」、教委報第5号「学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出に係る臨時代理報告について」は、訴訟等に関する案件のため、教委第27号議案「横浜市学校保健審議会委員の任命について」、教委第31号議案から教委第36号議案「教職員の人事について」、教委報第6号「教職員の人事に関する臨時代理報告について」は、既に公表されている情報も含まれておりますが、人事案件であり、関係者のプライバシー保護の観点も含めまして、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは教委第27号議案から教委第36号議案、教委報第5号及び教委報第6号は、非公開といたします。

非公開案件の審議に入る前に、事務局から報告をお願いいたします。

古瀬総務課長

次回の教育委員会定例会は、11月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、12月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、11月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

下田教育長

教委第27号議案「横浜市学校保健審議会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第 28 号議案「学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第 29 号議案「学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第 30 号議案「学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第 31 号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第 32 号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第 33 号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第 34 号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第 35 号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第 36 号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委報第 5 号「学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出に係る臨時代理報告について」

(報告のとおり承認)

教委報第 6 号「教職員の人事に関する臨時代理報告について」

(報告のとおり承認)

[閉会時刻：午後 1 時10分]